

※本資料では、住民説明会での意見に対する本市の考え方を整理し、具体的かつ的確な回答を提示させていただいております。
(令和8年1月18日開催分)

No	質疑内容	回答
1	実施設計業務終了から市のチェック期間はどれくらいあったか。	実施設計完了後、約9か月の期間がありました。
2	行政からの計画通知(確認申請)はいつ行われたか。	令和6年4月1日に確認申請を提出し、令和6年8月8日に確認済証が交付されております。 (補足) なお、3月までに事前審査は済ませておりました。
3	実施設計業務終了から計画通知(確認申請)まで半年以上時間が空いた理由は何か。	履行期間終了後に成果品の修正等を踏まえ構造計算を実施しており、当該内容の作業に時間を要したためとなっております。
4	具体的な修正内容は何か。	平面計画の詳細及び各部分の取り合い等についてです。
5	設計事務所が市を提訴し、市が4,000万円を支払った理由は何か。	設計事務所への追加の費用の支払いに関しては、工事費増額とは関係ありません。履行期間後に、当該委託業務に係る追加報酬の請求に対し、法的義務に基づき支払ったものです。
6	なぜ、実施設計の業務期間を延長する契約変更をしなかったのか。	詳細な調整をすべきだったと反省しており、真摯に受け止めております。
7	本工事の前払い金はあったのか。	工事に対する前払い金を令和5年度に支払っております。
8	事前に資料を提供してもらい積算ミスをしている受注業者の責任はないのか。当初契約がきているのであれば落札額で工事完了する義務がある。	国では、営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル、県においては、営繕工事における当該実施要領に基づき、「公告時に公開されている入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは当該変更を行うものとする」と記載されております。本工事に関しては当該内容及び、工事請負契約における設計変更ガイドライン等を踏まえ変更契約の手続きを行い、工事を進めております。
9	国からの補助金(75%)が受けられなかった理由は何か。	国の制度・要綱は厳格であり、当初の数量漏れ(差異)による増額分については補助対象外との回答を得ております。 なお、物価高騰分及び設計変更の一部は、追加補助を受けております。
10	もしミスがなければ、いくら補助金がもたらえた試算か。	本事業に活用している防衛施設周辺民生安定施設整備事業の補助率については、事業費の75%以内となっております。 積算数量漏れがなかった場合に関しては、国の予算ですので、お答えしかねます。 仮に当初から適切に積算が行われていた場合、その対象経費に対してこの補助率が適用される計算となりますが、今回の事案の様に、事業の途中で判明した増額分が補助対象として認められるかは、国との協議事項であり、一概に確約をいただける性質のものではありませんでした。 市としては、増額分についても協議を行い最大限の財源確保に努めてまいりましたが、現時点において、全ての増額分を補助対象に位置づけていただくことは、困難と考えております。
11	入札時の積算疑義の申し出は、入札後でも可能なのか。	国の営繕工事における入札時積算数量書活用方式運用マニュアル及び、県の営繕工事における当該実施要領の目的は、入札時において発注者が入札積算数量書を示し、工事請負契約締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、積算数量に関する協議を行うことを目的としております。したがって、本件に関しては、工事契約後に積算数量に関する疑義申出を受けておりますので、当該運用マニュアル等に則り、対応を行っているところです。
12	市民税は増えないのか。	追加で税金を徴収するということはありません。
13	市長や職員の責任(身を切る改革)はどう考えているか。	市長は給与20%減額(6ヶ月)、副市長は10%減額(3ヶ月)を行います。辞職については選択肢の一つとして検討となりますが、プロジェクトを進める責任もあると考えております。
14	借入金の利息はいくらになるか。説明された12億円に含まれているか。	約12億円に利息は含まれておりません。仮に増額分のうち7.5億円を20年(金利1.8%想定)で借り入れた場合、利子は総額約1億3,800万円(年間約1,333万円)となる見込みです。
15	なぜ「体育館」ではなく「アリーナ」に変更されたのか。	基本設計段階から方針に変更はなく、当初から「観るスポーツ」も可能なアリーナ機能を想定しております。名称の違いはありますが構想は一貫しています。
16	設計ミスをした業者が工事監理も行っているのか。	本市の公共工事における設計委託業務、工事監理委託業務の発注に関しては、本市の規定に基づく発注方式及び選定基準に則り手続きを経て実施しております。 (補足) なお、一部で指摘されている設計ミスという事実はございません。本施設の整備方針については、設計段階から一貫しており、現在に至るまで当初の整備方針に変更が生じたことはありません。 本件に関しては、工事締結後の疑義申出を受け改めて再積算の結果に基づき全体像の確認、整理を行ったものであり、設計不備に起因するものではありません。公告前の段階ではなく、事業の実施過程において改めて全体工事費を再認した結果によるものであります。
17	確認申請の審査に問題はなかったか。	審査自体に問題はございません。
18	今回の問題は市長に報告されていたか。	発覚当初は都市建設部長と副市長へ報告を行い、その後、市長に報告を行っております。
19	提訴に関する資料や4,000万円の成果品は情報公開できるか。	情報公開請求の手続きに則り、内容を確認した上での対応を検討いたします。